

森林・林業・木材産業について宮地代議士との懇談会が開催されました！

去る 8 月 12 日、宮路代議士と業界有志 34 名の懇談会が行われました。席上、宮路代議士から「循環型社会形成のための木材利用推進議員連盟」から議員立法を視野に入れた緊急提言について説明がありました。大まかな主旨は以下の通りです。

1. 木材利用推進の今日的意義

- ① 循環型社会の形成に資する木材利用
- ② 地球温暖化防止に貢献する木材利用
- ③ 土砂災害防止、水源涵養等に資する木材利用
- ④ 地域活性化に資する木材利用

2. 木材利用を推進するために緊急に講ずべき措置

- ① 国による公的施設の建設・公共事業の実施等に係る木材利用計画の策定及び推進
- ② 地方公共団体による公的施設の建設・公共事業の実施等に係る木材利用計画の策定及び推進
- ③ 民間による木材利用の促進
- ④ 木材の耐久性等、木造住宅の耐震性等の研究と研究成果の周知
- ⑤ 木材利用を推進するための技術開発等
- ⑥ **木造建築に係る不必要な規制の緩和・撤廃**
- ⑦ 木材利用を推進する人材育成のための教育体制等の整備
- ⑧ 国民への木材についての知識の普及
- ⑨ 木材生産のコスト削減対策の推進
- ⑩ 分野別木材利用の推進（木造住宅・施設への利用・景観と癒し・マテリアル・エネルギー・間伐）

等、2-④を除くと、従来から言われている事の刷りなおしのような印象でした。ただ、先生方が林業に関心を持っていただけるようになったことは嬉しい事です。

11 月より改正建築士法が施行されます

国交省は、建築士が建て主との契約時に行う重要事項説明の対象として下請けに関する省令を発表し、法定講習等を義務付けた改正建築士法と同時に 11/28 から施行するそうです。また来年 5/27 からは構造設計・設備設計一級建築士の関与が始まりますが、当面（4号建物廃止まで）は一般的な木造住宅は関係なさそうです。

【情報】

瑕疵担保等講習会等 が県内各地で開催されます

住宅・建築関係事業者向けの技術支援講習会 9/1 以降県内各地で行われます。

＊ 住宅瑕疵担保履行法の事業者向け講習会

9/1 国分公民館 9/3 県民交流センター 10/27 川内文化ホール 10/30 谷山サザンホール

＊ 木造住宅の耐震補強のポイントと実務

9/16 県市町村自治会館 10/16 鹿屋商工会議所

申込先 <http://www.koushuukai.jp/>

【定休日】

9 月は 6, 7, 13, 14, 15, 21, 23, 28 日となります

10 月は 4, 5, 11, 12, 13, 19, 25, 26 日となります

ご協力をお願いします。

(お問い合わせは、お客様サービス係の東野まで)



住宅検査